平成２８年（フ）第９７５号
さいたま市岩槻区東岩槻４丁目９番地７　カーサトキ201
債務者　土屋　紀子
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第９９１号
埼玉県上尾市栄町９番８号
債務者　甲斐　正典
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第９９６号
さいたま市見沼区大字東門前312番地10　トポスサンユー205
債務者　佐久間修一
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１０１０号
埼玉県川口市大字赤山39番地の19
債務者　芳賀　恵美
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１０５９号
埼玉県川口市本前川２丁目34番35号　レオパレス川口東305号
債務者　齋藤　　誠
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３４３号
埼玉県吉川市吉川団地５番17号101、旧住所　埼玉県吉川市吉川団地５番12号203
債務者　高橋　嶺雄
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第４６８号
千葉県船橋市海神２丁目１番９号
債務者　森本　千春
1　決定年月日時　平成28年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第６８５号
千葉県習志野市東習志野４丁目４番４－105号
債務者　嶋津　秀人
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第６８６号
千葉県習志野市東習志野４丁目４番４－105号
債務者　嶋津多美江
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第７１６号
千葉県習志野市津田沼４丁目７番17号　コーポユウ203号
債務者　武田ソフィア（旧氏名武田奈緒子）
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第７３５号
千葉県船橋市宮本３丁目８番28―508号
債務者　岡田　浩祐
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第７５６号
千葉市中央区都町１丁目30番４号　グローリオ　ＭＫ201号
債務者　仙洞田祥子
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第７６０号
千葉市稲毛区稲毛東１丁目13番５号
債務者　戸村　　昇
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第８００号
千葉市中央区生実町1394番地　ＯＹＵＭＩ203号
債務者　金子　　拓
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第８１０号
千葉市若葉区小倉台７丁目21番３号　ピソもりみず102号
債務者　安田絵美子（旧姓宮本）
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第８２９号
千葉市美浜区幸町１丁目13番２棟102号
債務者　杵渕　亮二
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第６７２号
鳥取県鳥取市新品治町62番地、前住所川崎市川崎区鋼管通１丁目５番３号　ＭＡＳＡスクエア　304
債務者　柴田　加代
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで横浜地方裁判所川崎支部破産係